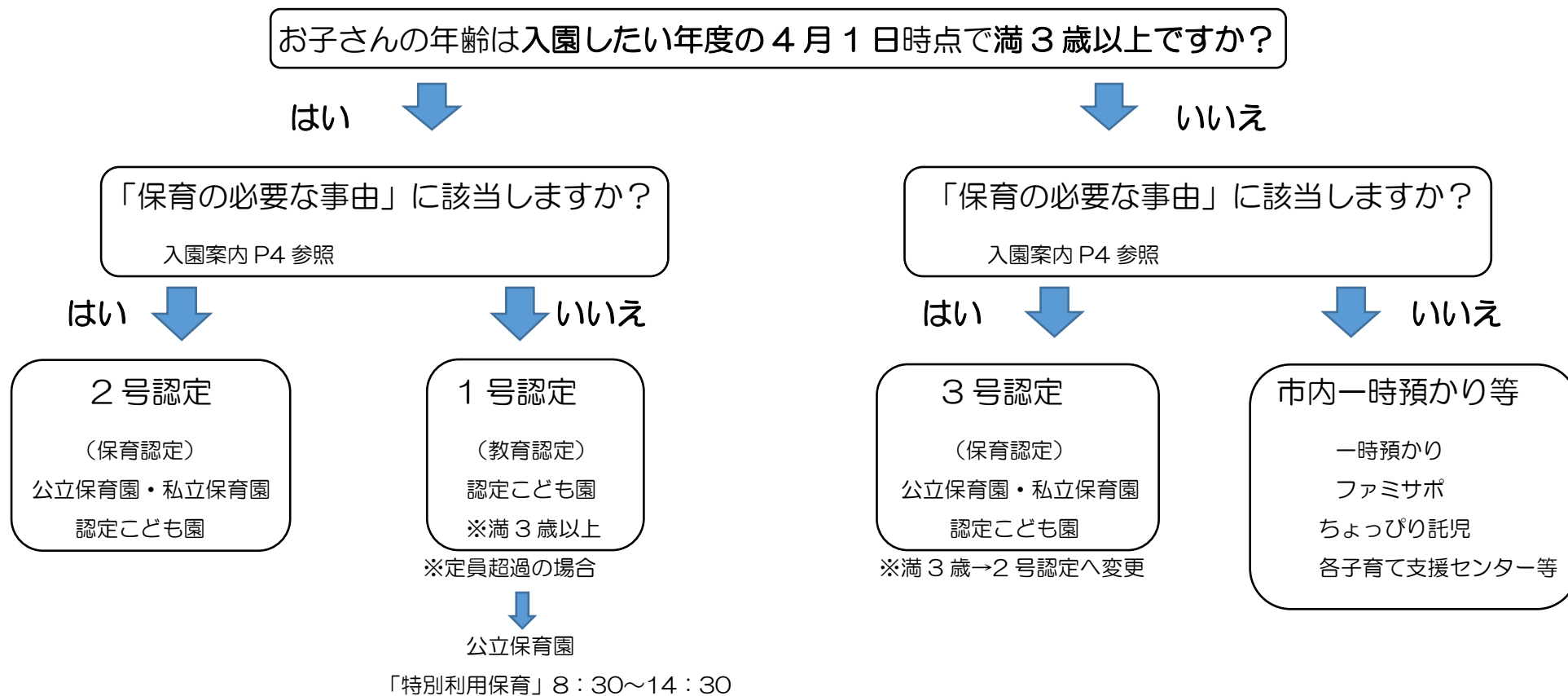


入園募集説明会

《入園に必要な手続き》

【認定区分】 保育の必要性とお子さんの年齢に応じて区分されます。



【保育の必要量に応じた区分】 保護者の就労等で保育が必要な時間によって利用時間が決まります。

標準時間認定

利用時間 7:30~18:30

就労 1か月 120時間以上

勤務時間（休憩時間含む）×週勤務日数×4週（1か月）

〈例〉 6時間勤務×週5日×4週＝120時間

5時間勤務×週6日×4週＝120時間

4時間勤務×週6日×4週＝96時間→短時間認定

※18:30以降の預かりは延長料金が発生します。

短時間認定

利用時間 8:30~16:30

就労 1か月 64時間以上 120時間未満

勤務時間（休憩時間含む）×週勤務日数×4週（1か月）

〈例〉 4時間勤務×週4日×4週＝64時間

3時間勤務×週6日×4週＝72時間

3時間勤務×週5日×4週＝60時間→1号認定(教育認定)

注：16:30以降のお迎えは延長料金が発生します。

午後勤務の場合

12:00~16:00の4時間勤務→延長料金なし

12:30~16:30の4時間勤務→延長料金あり

13:00~17:00の4時間勤務→延長料金あり

※通勤時間がかかるため気を付けましょう。

勤務状況によっては標準認定にすることも可能な場合がありますので、ご相談ください。

◎標準時間認定の方は、任意で短時間認定に変更することができます。

◎保護者の事由によって認定される期間が短くなる場合があります。認定期間は「教育・保育給付認定決定通知」でお知らせします。

【提出書類】

教育・保育給付認定（現況確認届）申請書兼入園申込書

保育園等入園基準指数表（2・3号児童のみ）

就労証明書（2・3号児童のみ/自営・農業も含む ※自営業の方は確定申告の写しまたは開業届の写しをあわせて提出してください）

※お子さんの父母についての証明書を添付してください。

（就労以外の場合→入園案内 P4 参照）